

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
01 北海道	210 岩見沢市	01210	6430005006844	05 その他	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人緑生会				
(8)主たる事務所の住所	北海道	岩見沢市	2条東15丁目2番地2		
(9)主たる事務所の電話番号	0126-25-4165	(10)主たる事務所のFAX番号	0126-25-3865	(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.nogiku.org/		(14)法人のメールアドレス	nogiku@vanilla.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成17年8月1日	(16)法人の設立登記年月日	平成17年8月11日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
遠藤 英雄	H29.4.1	～ H33.6	2 無	1 有	1
無					
小野寺 恵逸	H29.4.1	～ H33.6	2 無	2 無	1
会社員					
青木 司	H29.4.1	～ H33.6	2 無	2 無	1
会社役員					
神田 康雄	H29.4.1	～ H33.6	2 無	2 無	1
会社役員					
渡辺 裕哉	H29.4.1	～ H33.6	2 無	2 無	1
管理者					
上田 ひとみ	H29.4.1	～ H33.6	2 無	2 無	1
民生委員・児童委員					
八木 昌黄	H29.4.1	～ H33.6	2 無	1 有	1
社会福祉法人統括管理者					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	7,200,000	2 特例無	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	
						(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
野宮 浩平	1 理事長（会長等含む） H29.6.13 ～ H31.6	平成28年7月5日	2 非常勤	平成29年6月13日 医師	2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
							7
木村 聡	3 その他理事 H29.6.13 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月13日 特定非営利活動法人理事・会社役員・税理士	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
							7
太田 博之	3 その他理事 H29.6.13 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月13日 会社役員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
							5
増田 三雄	3 その他理事 H29.6.13 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月13日 施設長	2 無	3 職員給与のみ支給	2 無
							7
正木 努	3 その他理事 H29.6.13 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月13日 医療法人副理事長	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
							6
滝島 敏勝	3 その他理事 H29.6.13 ～ H31.6		2 非常勤	平成29年6月13日 医療法人事務長	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
							5

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期		(3-5)監事要件の区分別該当状況		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
岩間 宏行	無職 H29.6.13 ～ H31.6	2 無		6 財務管理に識見を有する者（その他）	平成29年6月13日
					7
横山 孝博	特定非営利活動法人 岩見沢あかり家 施設長 H29.6.13 ～ H31.6	2 無		3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	平成29年6月13日
					7

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
	0	2 無		0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	71	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	22
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	15.4

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
		1号議案 平成28年度事業報告 1/4

平成29年6月13日	7	5	2	2号議案 平成28年度決算報告 3号議案 新理事・監事選任 4号議案 役員等報酬および費用弁償規程改定
------------	---	---	---	---

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年5月16日	5	2	イ.虐待事故発生是件
平成29年5月25日	6	2	1号議案 平成28年度事業報告 2号議案 平成28年度決算報告 3号議案 新理事・監事候補者決定 4号議案 役員報酬および費用弁償規程改定 5号議案 定時評議員会開催
平成29年6月13日	5	2	1号議案 理事長選定 2号議案 業務執行理事選定
平成29年8月23日	4	2	1号議案 公印の改刻及び新調に伴う公印規程改定
平成29年10月26日	6	2	イ.監事監査報告 ロ.理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告
平成30年2月27日	6	2	1号議案 平成29年度補正予算
平成30年3月27日	5	2	1号議案 平成29年度補正予算（第2回） 2号議案 平成30年度事業計画 3号議案 平成30年度事業予算

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	岩間 宏行 横山 孝博
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無し

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
001	社会福祉法人 緑生会	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)		特別養護老人ホーム					
		北海道	岩見沢市	2条東15丁目2-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年9月1日	90	31,918
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		71,340,000	273,125,000	1,012,370,000	1,356,835,000	6,251,950				
001	社会福祉法人 緑生会	02120301	老人デイサービス事業(認知症対応型)		老人デイサービス事業					
		北海道	岩見沢市	2条東15丁目2-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年9月1日	12	689
		ア 建設費	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		0	0	0	0	0	0.000			
001	社会福祉法人 緑生会	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)		老人短期入所事業					
		北海道	岩見沢市	2条東15丁目2-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年9月1日	10	3,534
		ア 建設費	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		0	0	39,417,000	39,417,000	175,640				
001	社会福祉法人 緑生会	06260301	(公益) 居宅介護支援事業		居宅介護支援事業					
		北海道	岩見沢市	2条東15丁目2-2		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年9月1日	35	131

001	人 緑生会	ア建設費	平成18年8月10日	0	0	0	0	0.000			
		イ大規模修繕									
001	社会福祉法人 緑生会	00000001	本部経理区分				法人本部				
		北海道	岩見沢市	2条東15丁目2-2			1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成18年9月1日	0	0
		ア建設費	平成18年8月10日	0	0	0	0	0	0.000		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称							
		③事業所の所在地									④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)													
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積					
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称							
		③事業所の所在地									④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)													
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積					
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

平成29年度の利用率・収入金額は、死亡退所者の増加、および待機者の大幅減少が影響したが、相談員による地域連携を密にした結果、利用率・収入金額の増加となった。衛生管理面においても、徹底した管理により感染症・食中毒による集団発生を防止することが出来た。

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する)	「紙おむつの正しい選び方・使い方」講習会	特別養護老人ホーム野菊 1階 喫茶コーナー及びデイサービス
地域における公益的な取組⑧(既存事業の利用)	社会福祉法人による利用者負担軽減制度	特別養護老人ホーム野菊
	社会福祉法人による利用者負担軽減制度	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	2 無
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	2 無
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費(円)	332,384,820
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	0
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	税理士法人 TACS
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用[年額](円)	453,600
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	北海道空知総合振興局 指導監査(平成29年5月18日) 入所者に対し不適切な処遇が行われていたので、常に入所者の立場に立った処遇を行うよう努めること。
②実施した改善内容	北海道空知総合振興局 指導監査 1 当事者に外部研修を受講させ、他の職員に伝達研修を受講させた。

2 緊急リーダー会議を開催し、不適切な処遇の禁止と今後の再発防止について協議し、その結果をユニット毎に会議を開催し、職員に伝達した。
3 各ユニットに「虐待防止マニュアル」を配布し、当該マニュアルの周知徹底を図った。
4 入所者への接遇に係る内部研修を実施した。
5 勤務体制の見直しを行った。
6 職員ケアの強化徹底を行った。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	2 無
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	職員を被保険者とする法人契約の生命保険に加入。
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	1 有
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

## 法人単位貸借対照表

平成 30年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	198,451,493	200,515,310	△2,063,817	流動負債	43,078,390	35,157,852	7,920,538
現金預金	123,589,460	128,194,989	△4,605,529	事業未払金	31,626,644	24,642,898	6,983,746
事業未収金	71,799,965	70,341,968	1,457,997	預り金	0	1,388	△1,388
未収金	139,757	0	139,757	職員預り金	2,777,746	2,839,566	△61,820
貯蔵品	561,409	537,134	24,275	賞与引当金	8,674,000	7,674,000	1,000,000
立替金	0	31,644	△31,644				
前払金	2,360,902	1,409,575	951,327				
固定資産	757,402,010	805,520,510	△48,118,500	固定負債	513,491,292	568,635,660	△55,144,368
基本財産	713,562,610	761,881,176	△48,318,566	設備資金借入金	497,641,062	554,353,062	△56,712,000
建物	703,562,610	751,881,176	△48,318,566	退職給付引当金	15,850,230	14,282,598	1,567,632
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	556,569,682	603,793,512	△47,223,830
その他の固定資産	43,839,400	43,639,334	200,066	純 資 産 の 部			
建物	3,688,483	2,280,931	1,407,552	基本金	0	0	0
構築物	10,581,080	12,292,263	△1,711,183	国庫補助金等特別積立金	193,277,984	199,482,393	△6,204,409
車両運搬具	5	275,417	△275,412	その他の積立金	0	0	0
器具及び備品	4,505,731	5,606,374	△1,100,643	次期繰越活動増減差額	206,005,837	202,759,915	3,245,922
ソフトウェア	2,313,000	3,285,000	△972,000	(うち当期活動増減差額)	3,245,922	△5,864,989	9,110,911
投資有価証券	10,000	10,000	0				
退職給付引当資産	15,850,230	14,282,598	1,567,632				
保険積立金	6,803,341	5,519,221	1,284,120				
長期前払費用	87,530	87,530	0	純資産の部合計	399,283,821	402,242,308	△2,958,487
資産の部合計	955,853,503	1,006,035,820	△50,182,317	負債及び純資産の部合計	955,853,503	1,006,035,820	△50,182,317

## 法人単位資金収支計算書

(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	446,200,000	450,250,812	△4,050,812	
	経常経費寄附金収入	30,000	30,000	0	
	受取利息配当金収入	2,400	2,544	△144	
	その他の収入	390,000	416,406	△26,406	
	事業活動収入計(1)	446,622,400	450,699,762	△4,077,362	
	支出				
	人件費支出	286,850,000	281,480,344	5,369,656	
	事業費支出	78,960,000	76,253,458	2,706,542	
	事務費支出	34,704,144	32,560,435	2,143,709	
利用者負担軽減額	116,000	112,812	3,188		
支払利息支出	9,310,000	9,305,628	4,372		
事業活動支出計(2)	409,940,144	399,712,677	10,227,467		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	36,682,256	50,987,085	△14,304,829		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	56,712,000	56,712,000	0	
	固定資産取得支出	1,975,320	1,975,320	0	
施設整備等支出計(5)	58,687,320	58,687,320	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△58,687,320	△58,687,320	0		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	3,132,312	3,132,312	0	
	その他の活動収入計(7)	3,132,312	3,132,312	0	
	支出				
	積立資産支出	4,500,000	4,416,432	83,568	
その他の活動支出計(8)	4,500,000	4,416,432	83,568		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△1,367,688	△1,284,120	△83,568		
予備費支出(10)	0	—	0		
	△0				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△23,372,752	△8,984,355	△14,388,397		
期末支払資金残高(12)	173,031,458	173,031,458	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	149,658,706	164,047,103	△14,388,397		

法人単位事業活動計算書

(自) 平成 29年 4月 1日 (至) 平成 30年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	450,250,812	436,469,191	13,781,621
	経常経費寄附金収益	30,000	220,000	△190,000
	サービス活動収益計(1)	450,280,812	436,689,191	13,591,621
	費用			
	人件費	282,480,344	276,093,418	6,386,926
	事業費	76,253,458	74,554,147	1,699,311
	事務費	32,560,435	34,761,922	△2,201,487
	利用者負担軽減額	112,812	27,155	85,657
	減価償却費	52,945,572	54,463,849	△1,518,277
国庫補助金等特別積立金取崩額	△6,204,409	△6,204,409	△0	
サービス活動費用計(2)	438,148,212	433,696,082	4,452,130	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	12,132,600	2,993,109	9,139,491	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	2,544	4,184	△1,640
	その他のサービス活動外収益	416,406	1,403,505	△987,099
	サービス活動外収益計(4)	418,950	1,407,689	△988,739
	費用			
支払利息	9,305,628	10,265,787	△960,159	
サービス活動外費用計(5)	9,305,628	10,265,787	△960,159	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△8,886,678	△8,858,098	△28,580	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	3,245,922	△5,864,989	9,110,911	
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
特別費用計(9)	0	0	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	3,245,922	△5,864,989	9,110,911	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	202,759,915	208,624,904	△5,864,989
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	206,005,837	202,759,915	3,245,922
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	206,005,837	202,759,915	3,245,922	

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、建物付属設備、構築物、車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員の退職金に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア、社会福祉法人 緑生会拠点（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム 野菊」

「老人短期入所事業 野菊」

「老人デイサービス事業 野菊」

「居宅介護支援事業 野菊」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	571,191,858	0	17,765,402	553,426,456
建物付属設備	180,689,318		30,553,164	150,136,154
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	761,881,176	0	48,318,566	713,562,610

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 8. 担保に供している資産

該当なし



9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	759,205,301	205,778,845	553,426,456
建物付属設備	504,043,586	353,907,432	150,136,154
小計	1,263,248,887	559,686,277	703,562,610
その他の固定資産			
建物	1,942,500	1,748,250	194,250
建物付属設備	4,531,200	1,036,967	3,494,233
構築物	47,926,913	37,345,833	10,581,080
車両運搬具	9,075,186	9,075,181	5
器具及び備品	63,567,232	59,061,501	4,505,731
ソフトウェア	6,214,696	3,901,696	2,313,000
小計	133,257,727	112,169,428	21,088,299
合計	1,396,506,614	671,855,705	724,650,909

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 財 産 目 録

平成 30年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金		—		—	—	332,002
普通預金	北海道銀行 岩見沢支店 空知信用金庫 本店	71,279,563円 51,977,895円		—	—	123,257,458
			小計			123,589,460
事業未収金	北海道国民健康保険連合会	—		—	—	71,799,965
未収金	従業員 社会保険料立替分	—		—	—	139,757
貯蔵品	封筒・介護経過記録簿他	—		—	—	561,409
前払金	火災保険料・労働保険料	—		—	—	2,360,902
	流動資産合計					198,451,493
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
建物	特別養護老人ホーム 野菊			759,205,301	205,778,845	553,426,456
建物付属設備	特別養護老人ホーム 野菊			504,043,586	353,907,432	150,136,154
定期預金	北海道銀行 岩見沢支店			—	—	10,000,000
	基本財産合計					713,562,610
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	車庫			1,942,500	1,748,250	194,250
建物付属設備	パーテーション工事他			4,531,200	1,036,967	3,494,233
構築物	駐車場舗装他	—		47,926,913	37,345,833	10,581,080
車輛運搬具	ハイエース他	—		9,075,186	9,075,181	5
器具及び備品	量型体感音響システム他	—		63,567,232	59,061,501	4,505,731
ソフトウェア	介護システム他	—		6,214,696	3,901,696	2,313,000
投資有価証券	空知信用金庫 本店	—		—	—	10,000
退職給付引当資産		—		—	—	15,850,230
保険積立金	三井生命保険	—		—	—	6,803,341
長期前払費用	自動車リサイクル料	—		—	—	87,530
	その他の固定資産合計					43,839,400
	固定資産合計					757,402,010
	資産合計					955,853,503
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	關東辰商事 給食費他	—		—	—	31,626,644
職員預り金	3月分 源泉所得税他	—		—	—	2,777,746
賞与引当金		—		—	—	8,674,000
	流動負債合計					43,078,390
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	独立行政法人 福祉医療機構 北海道銀行 岩見沢支店 空知信用金庫 本店	274,314,000円 111,663,531円 111,663,531円		—	—	497,641,062
退職給付引当金		—		—	—	15,850,230
	固定負債合計					513,491,292
	負債合計					556,569,682
	差引純資産					399,283,821

# 社会福祉法人緑生会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム（野菊）の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業（野菊）の経営

(ロ) 老人短期入所事業（野菊）の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人緑生会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道岩見沢市二条東十五丁目2番地2に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第二一条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第二二条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
  - 3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

## 第五章 理事会

### (構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 10,000,000 円

(2) 北海道岩見沢市二条東十五丁目2番2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建野菊 一棟 (6,370.01 m<sup>2</sup>)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとら

なければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岩見沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岩見沢市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿



(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岩見沢市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受

けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岩見沢市長に届け出なければならない。

## 第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人緑生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	菊井 利孝
理 事	野宮 浩平
〃	小片 基
〃	須藤 節子
〃	遠藤 英雄
〃	川村 日出晴
監 事	岩間 宏行
〃	木村 伸男

(施行期日)

平成17年	8月	1日	施行
平成18年	11月	9日	変更
平成19年	4月	13日	変更
平成25年	7月	10日	変更
平成26年	6月	4日	変更
平成28年	4月	1日	施行
平成29年	4月	1日	施行

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑生会（以下「法人」という。）の役員、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬は次のとおりとする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(1) 理事の報酬総額	年額 金 20,000,000 円
(2) 監事の報酬総額	年額 金 0 円
(3) 評議員の報酬総額	年額 金 1,000,000 円
(4) 評議員選任・解任委員の報酬総額	年額 金 0 円

## (支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月 26 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、日当として金 5,000 円を支払う。

2 役員等が、職務のため出張した場合は、その出張について費用弁償として旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (改定)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 05 月 20 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 28 年 04 月 01 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 07 月 05 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 06 月 13 日から施行する。

別表 1

区 分		報酬の額
理 事	常勤	月額 600,000 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円
評議員	法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円